

郵便認証司に関する不適正な事案の発生

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）において、郵便認証司に関する不適正な事案が発生しましたので、お知らせします。

このような事案を発生させ、お客さまに多大なご迷惑をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

1 郵便認証司でない社員による不適正な認証事案

(1) 発生局

松山南郵便局（美川旧集配センター）（愛媛県）、紫波郵便局（岩手県）、敦賀郵便局（福井県）

(2) 事案の概要

ア 松山南郵便局（美川旧集配センター）

郵便認証司の資格を有していた社員が、退職により資格を喪失したにもかかわらず、再雇用後も引き続き認証事務を実施。

イ 紫波郵便局

郵便認証司として推薦中（任命前）の社員が認証事務を実施。

ウ 敦賀郵便局

郵便認証司として推薦前の社員が認証事務を実施。

(3) 再発防止策

郵便認証司の資格の有無の確認を確実に行うとともに、社員研修を強化するなどして、再発防止に努めます。

(4) その他

不適正な認証事務を行った郵便物につきましては、対応を完了しています。

なお、関係者につきましては、社内規定に基づき厳正に対処しています。

2 郵便認証司の兼業申請における手続遺漏

(1) 事案の概要

郵便認証司が兼業する場合は、事前に総務省に申請の上、承認を受ける必要がありますが、当該申請を行わないまま、兼業を行うという手続遺漏が発覚したものです。

昨年 12 月～今年 1 月に全国調査を行った結果、多数の手続遺漏が発覚し、4 月に総務大臣から当該郵便認証司に対する処分・注意等が行われました。その後の再発防止の取り組みの過程で、上記の全国調査における報告漏れが発覚し、改めて 5 月～6 月に再調査を行った結果も含めて合計約 3,000 名について手続遺漏が発覚しました。

(2) 再発防止策

本件遺漏は、兼業申請手続に関する指導・認識不足が原因で発生したことから、郵便認証司に対する周知等を徹底します。

(3) その他

本件遺漏については、速やかに兼業申請の手続きを進め、完了しています。

なお、関係者に対しては、注意・指導しています。

3 その他

日本郵便株式会社といたしましては、本件を重く受け止め、郵便認証司に関する社員指導を徹底するなどして、再発防止に努めてまいります。

(参考) 郵便認証司の兼業について

郵便認証司は、公的な証明サービスである特別送達郵便物および内容証明郵便物の認証事務を行っていることから、職務の中立性の確保などを図るため、兼業に関する手続きや業務が郵便法に定められているものです。

以 上